

# 令和5年度第2回四街道市防災会議

## 次 第

日 時：令和5年6月27日（火）  
午後1時30分～3時  
場 所：四街道市役所5階大会議室

1. 開 会

2. 議 事

議題1 四街道市地域防災計画の改訂について

3. 閉 会

## 四街道市地域防災計画改訂案新旧対照表

修正後	修正前
<p>○総則編 1 6 ページ下段 「2 地質」の下から2段目「沖積層は上手操川、小名木雨水幹線、鹿島川、勝田川等の台地を開析する河川等の谷底に分布している。主として砂、腐植土、粘土、砂より構成される未固結堆積層である。」</p>	<p>○総則編 1 6 ページ下段 「2 地質」の下から2段目沖積層は上手操川、小名木雨水幹線、鹿島川、勝田川等の台地を開析する河川の谷底に分布している。主として砂、腐植土、粘土、砂より構成される未固結堆積層である。」</p>
<p>○総則編 3 5 ページ下段 「■風水害・土砂災害に関する災害特性」の表のうち、一段目左側「被害項目」のうち「河川等の溢水による浸水」</p>	<p>○総則編 3 5 ページ下段 「■風水害・土砂災害に関する災害特性」の表のうち、一段目左側「被害項目」のうち「河川の溢水による浸水」</p>
<p>○共通編 4 ページ上段 3 - (1) 地方自治体間の応援体制の充実 「市は、災害時の相互応援を目的として、災害応急対策の相互応援に関する協定や消防相互応援に関する協定等を、他市町村（県外含む）及び関係団体と締結するよう努める。また、県から派遣される情報連絡員について、平常時から役割の明確化を図る。」</p>	<p>○共通編 4 ページ上段 3 - (1) 地方自治体間の応援体制の充実 「市は、災害時の相互応援を目的として、災害応急対策の相互応援に関する協定や消防相互応援に関する協定等を、他市町村（県外含む）及び関係団体と締結するよう努める。」</p>
<p>○共通編 1 6 ページ中段 1 - ⑤のうち「※福祉避難所一覧表」</p>	<p>○共通編 1 6 ページ中段 1 - ⑤のうち「※指定福祉避難所一覧表」</p>
<p>○共通編 1 8 ページ上段 3のうち「※福祉避難所一覧表」</p>	<p>○共通編 1 8 ページ上段 3のうち「※指定福祉避難所一覧表」</p>

修正後	修正前
<p>○応急対策編16ページ中段            (3) 応急活動の留意事項  <u>ア 受援に関する活動</u>  <u>市が単独で対処することが困難な事態において、県、近隣市町、協定締結団体、自衛隊、民間団体等への応援・協力の要請を行う必要がある。市は、平常時において、災害時の要請に関する手順、役割分担を明確化し、受援計画に取りまとめるとともに、災害時において、市単独では対処し得ないと判断された場合、早期に受援に関する活動を実施する。</u>  <u>イ (略)</u>  <u>ウ (略)</u></p>	<p>○応急対策編16ページ中段            (3) 応急活動の留意事項            ア (略)            イ (略)</p>
<p>○応急対策編19ページ下段の表            緊急地震速報の内容  <u>「最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対して発表する。」</u>千葉県の名は、北西部、北東部、南部で発表する。」</p>	<p>○応急対策編19ページ下段の表            緊急地震速報の内容  <u>「最大震度5弱以上を予想したときに、震度4以上を予想した地域に対して発表する。」</u>千葉県の名は、北西部、北東部、南部で発表する。」</p>
<p>○応急対策編20ページ上段の表            「推計震度分布図」の下に次の項目を追加。            種類：<u>長周期地震動に関する観測情報</u>            内容：<u>震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合、地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)</u></p>	
<p>○応急対策編76ページ下段            4-(1) 建築物の応急危険度判定活動  <u>「(前・中略) 判定の優先順位は、病院、社会福祉施設、共同住宅及び戸建て住宅とする。また、応急危険度判定の結果等の被害に関する情報は、調査班と情報共有を行う。」</u></p>	<p>○応急対策編76ページ下段            4-(1) 建築物の応急危険度判定活動            「(前・中略) 判定の優先順位は、病院、社会福祉施設、共同住宅及び戸建て住宅とする。」</p>

修正後	修正前
<p>○応急対策編 8 9 ページ下段  <b>■連絡先</b>  四街道駅と物井駅の電話番号が掲載された表 ⇒ <u>表削除</u></p>	<p>○応急対策編 8 9 ページ下段  <b>■連絡先</b>  四街道駅と物井駅の電話番号が掲載された表</p>
<p>○応急対策編 9 9 ページ中段  2-①  「<u>市医師会、市歯科医師会、印旛保健所</u>（印旛健康福祉センター）等と、班に関わらず市看護職の連携の下に保健活動班を編成し、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、<u>衛生状態の保持、口腔ケアの指導、健康相談等</u>を実施し被災者の健康管理を行う。  特に、高齢者は生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる環境やコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。」</p>	<p>○応急対策編 9 9 ページ中段  2-①  「<u>市医師会、印旛保健所</u>（印旛健康福祉センター）等と、班に関わらず市看護職の連携の下に保健活動班を編成し、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、<u>衛生状態の保持、健康相談等</u>を実施し被災者の健康管理を行う。  特に、高齢者は生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる環境やコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。」</p>
<p>○応急対策編 1 0 6 ページ下段  1-（2）被害の調査  「被災者から申請された被害の状況を消防本部班又は調査班が現地調査し、確認する。<u>また、被害の規模等を調査する際に、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を必要に応じて活用する。</u>」</p>	<p>○応急対策編 1 0 6 ページ下段  1-（2）被害の調査  「被災者から申請された被害の状況を消防本部班又は調査班が現地調査し、確認する。」</p>
<p>○応急対策編 1 3 3 ページ中段  （3）応急活動の留意事項  <u>ア 受援に関する活動</u>  <u>市が単独で対処することが困難な事態において、県、近隣市町、協定締結団体、自衛隊、民間団体等への応援・協力の要請を行う必要がある。市は、平常時において、災害時の要請に関する手順、役割分担を明確化し、受援計画に取りまとめるとともに、災害時において、市単独では対処し得ないと判断された場合、早期に受援に関する活動を実施する。</u>  イ （略）  ウ （略）</p>	<p>○応急対策編 1 3 3 ページ中段  （3）応急活動の留意事項  ア （略）  イ （略）</p>

修正後	修正前
<p>○応急対策編 1 8 9 ページ中段  (9) 県内消防機関相互の応援  「消防長は、大規模又は特殊災害が発生し、千葉県内消防機関による広域応援を必要と認めるときは、直ちに本部長（市長）<u>に報告し</u>、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、広域応援統括消防機関（千葉市消防局）の消防長へ応援要請を実施する。」</p>	<p>○応急対策編 1 8 9 ページ中段  (9) 県内消防機関相互の応援  「消防長は、大規模又は特殊災害が発生し、千葉県内消防機関による広域応援を必要と認めるときは、直ちに本部長（市長）<u>を通じ</u>て、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、広域応援統括消防機関（千葉市消防局）の消防長へ応援要請を実施する。」</p>
<p>○応急対策編 2 1 6 ページ下段  ■連絡先  四街道駅と物井駅の電話番号が掲載された表 ⇒ <u>表削除</u></p>	<p>○応急対策編 2 1 6 ページ下段  ■連絡先  四街道駅と物井駅の電話番号が掲載された表</p>
<p>○応急対策編 2 2 6 ページ中段  2-①  「<u>市医師会、市歯科医師会、印旛保健所</u>（印旛健康福祉センター）等と、班に関わらず市看護職の連携の下に保健活動班を編成し、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、<u>衛生状態の保持、口腔ケアの指導、健康相談等</u>を実施し被災者の健康管理を行う。  特に、高齢者は生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる環境やコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。」</p>	<p>○応急対策編 2 2 6 ページ中段  2-①  「<u>市医師会、印旛保健所</u>（印旛健康福祉センター）等と、班に関わらず市看護職の連携の下に保健活動班を編成し、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、<u>衛生状態の保持、健康相談等</u>を実施し被災者の健康管理を行う。  特に、高齢者は生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる環境やコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。」</p>
<p>○応急対策編 2 3 3 ページ下段  1-（2）被害の調査  「被災者から申請された被害の状況を消防本部班又は調査班が現地調査し、確認する。<u>また、被害の規模等を調査する際に、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を必要に応じて活用する。</u>」</p>	<p>○応急対策編 2 3 3 ページ下段  1-（2）被害の調査  「被災者から申請された被害の状況を消防本部班又は調査班が現地調査し、確認する。」</p>

修正後	修正前
<p>○応急対策編 2 6 1 ページ下段の図</p> <p>■情報連絡系統</p> <p><a href="#">国土交通省国道事務所</a></p> <p><a href="#">東日本高速道路</a></p> <p><a href="#">首都高速道路</a></p> <div data-bbox="232 427 371 501" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> <p>印旛土木 事務所</p> </div>	<p>○応急対策編 2 6 1 ページ下段の図</p> <p>■情報連絡系統</p> <p><a href="#">国土交通省国道工事</a></p> <p><a href="#">東日本高速道路(株)東京管理局</a></p> <p><a href="#">首都高速道路株式会社</a></p> <div data-bbox="1137 427 1312 501" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> <p>印旛土木事 務所</p> </div>